

議案第176号

さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月27日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例

さいたま市立学校設置条例（平成13年さいたま市条例第113号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
<p>別表（第2条関係）</p> <p>小学校</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>さいたま市立美園北 小学校</td><td>[略]</td></tr><tr><td>さいたま市立大和田 小学校</td><td>さいたま市見沼区大 和田町1丁目200 0番地</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	[略]		さいたま市立美園北 小学校	[略]	さいたま市立大和田 小学校	さいたま市見沼区大 和田町1丁目200 0番地	[略]		<p>別表（第2条関係）</p> <p>小学校</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>さいたま市立美園北 小学校</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	[略]		さいたま市立美園北 小学校	[略]
名 称	位 置																
[略]																	
さいたま市立美園北 小学校	[略]																
さいたま市立大和田 小学校	さいたま市見沼区大 和田町1丁目200 0番地																
[略]																	
名 称	位 置																
[略]																	
さいたま市立美園北 小学校	[略]																

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。